

「沖縄型耐候性園芸施設整備事業」の事業計画承認等運用規程

令和4年5月30日 制定
令和5年9月15日 一部改正
令和6年12月6日 一部改正
令和8年2月27日 一部改正
沖縄県農林水産部

第1 趣 旨

この規定は「沖縄型耐候性園芸施設整備事業」を円滑に実施するため、実施要領を補完する必要な事項を定めるものである。

第2 用語の定義

当該事業でいう「沖縄型耐候性園芸施設」とは、園芸施設共済のプラスチックハウスⅢ類並の強度を有する強化型パイプハウスや、平張施設等の耐候性施設を指す。

また、強化型パイプハウスは、側面換気を目的とする被覆資材の巻き上げ機構を有するものとし、平張施設は、ビニール等を被覆する場合には同機構を有するよう努めるものとする。

第3 事業承認にあたり留意すべき事項

1 共通事項（沖縄型耐候性園芸施設整備、耐候性園芸施設補強・改修）

- (1) 受益者が新規就農者であるとき、研修実績または研修計画がある者とする。
また、受益者が60歳以上の場合は、後継者がいること。
- (2) 施設の長寿命化を図る観点から防風林または防風垣の必要性について了知していること。
- (3) 園芸施設共済等への加入について、事業実施年度の翌年度までに加入すること。
- (4) リース料は、「事業実施主体負担（事業費－補助金）/当該施設の耐用年数＋年間管理費」以下であること。

2 沖縄型耐候性園芸施設整備

- (1) 生産組合または生産法人が事業主体となり施設を導入する場合、原則として設置場所が連担化していること。
- (2) 複数の市町村にまたがる広域事業主体での導入の場合、設置場所は実施地区毎に設置された生産組合等を単位とし、原則として産地協議会の対象市町村内に設置すること。ただし、共同利用が容易にできる範囲内であれば、近隣市町村も設置可能とする。
- (3) 1経営体による導入施設の下限面積は、経営効率の観点からおおむね1,000㎡とする。

ただし、1経営体当たり800㎡を下回る施設導入の計画がある場合は、事業が完了する年度までに、当該農業経営体が地域計画の地域内の農業を担う者一覧への位置付け（又は、実質化された人・農地プランにおいて地域の将来を担う中心経営体に位置付け）られるものとする。また、園芸戦略品目の一定の規模拡大を推進する観点から、計画申請する地区のうち当該規模の経営体数が過半数とならないこととする。

- (4) 原則として、かんがい用水の確保が確実にできる場所に設置すること。

- (5) 雨水等の排水対策として排水路が確保できる場所に導入すること。確保できない場合は、代替措置として浸透升の活用も可とする。なお、排水処理に当たっては赤土流出防止対策に十分に留意すること。

3 耐候性園芸施設補強・改修

- (1) 支援対象とする園芸施設は、国庫補助等で共同利用の施設として整備された園芸施設共済のプラスチックハウスⅢ類と同等の強度を有する施設を対象とする。（自力施工が可能な簡易なパイプハウスは支援対象としない。）
- (2) 原状回復を目的とする単なる修繕は支援対象としない。施設躯体や基礎部への補強及び改修に取り組む計画（補強資材の追加や躯体資材等の交換など）を支援対象とする。
- (3) 補強・改修の計画と一体的に取り組む場合は、被覆資材等の交換について認めることとする。ただし、被覆資材費等が部材費に占める割合が過半とならないこと。
- (4) 補強・改修事業における費用が少額（1経営体当たり50万円未満（税抜））なものについては原則として支援対象としない。ただし、産地協議会で必要であると認める場合はその限りではない。
- (5) 補強・改修の実施内容は費用対効果の観点から過剰投資とならないように努めるとともに、実施面積当たりの費用（円/㎡）は、当該事業で直近（前年度）に新規導入した耐候性園芸施設の最低建設単価（円/㎡）未満であること。（最低建設単価は、実施する施設と同タイプ「強化型パイプハウスまたは平張施設」とする。）
- (6) 事業実施に当たっては、1経営体毎にチェックシート（参考様式A）を作成のうえ地域における仕様・予算等を検討すること。
- (7) 当該取組について複数の施設で行う場合には、一括して入札等を行うなど、事務が繁雑とならないよう努めること。
- (8) 事業により実施する補強・改修は、対象となる耐候性園芸施設毎に原則1回限りとする。ただし、やむを得ない場合は県と協議し同意を得たものに限る。
- (9) 補強・改修事業における対象品目は、共同利用等を一体として取り組む観点から、事業実施主体毎に、同一の対象品目とすること。なお、令和8年4月1日以降の要望地区から適用する。

附 則（令和4年5月30日）

この規程は令和4年度事業より適用する。

附 則（令和5年9月15日）

この規程は令和5年9月15日から施行する。

附 則（令和6年12月6日）

この規程は令和6年12月6日から施行する。

附 則（令和8年2月27日）

この規程は令和8年2月27日から施行する。

別紙（第3の2(3)関係）

沖縄型耐候性園芸施設の導入の考え方

区 分	経営体ごとの施設導入の考え方（下限面積等）	
	おおむね1,000㎡ （約800㎡以上）	約800㎡未満
地域内の農業を担う者	○	○ （注1）
認定新規就農者	△ （注2）	—
新規就農者 （就農から5年以内）	△ （注2）、（注3）	—
上記以外の農業者 〔認定農業者及び 基本構想水準到達者を含む。〕	○	—

（注1） 当運用規程第3の2(3)のただし書きの条件を満たすこと。
（注2） JA等の部会の勉強会に参加するなどの研修実績又は研修計画があること。
（注3） 事業導入により認定新規就農者並の経営が見込めること。

耐候性園芸施設等（農業用ハウス）の補強・改修に係る事前チェックシート

事業実施年度	令和 6 年度	対象地区名	〇〇地区	立会者	〇〇 × ×	確認者	× × △△	記載日	〇月〇日
事業実施主体(市町村名)	〇〇町	施設利用主体(受益者)	〇〇生産組合						

1 対象とする耐候性園芸施設等（ハウス）の概要

施設 番号	対象の耐候性園芸施設（ハウス）の概要															
	助成対象者名 (受益農家名)	設置場所（ハウスの所在地）				対象施設面積 ㎡	新規導入した際の事業名	事業実 施年度	地区名	事業主体名	総事業費 (千円)	総事業 面積	耐用 年数	処分制限年月日	栽培品目	ハウスの種類 (①～⑤より選択)
		大字	小字	番地	面積(㎡)											
①－1	□□〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	1,356	600	××事業	H 1 5	〇〇地区	〇〇生産組合	〇〇	5,000	8	平成24年3月	ゴーヤー	③強化型パイプハウス

事業対象のハウス面積			
A:間口 (m)	B:奥行 (m)	C:連棟	(D=A×B×C) : 面積 (㎡)
6	50	2	600

- (注) 1) 「処分制限期間」については導入した事業の財産管理台帳より確認してください。
(書類等が無くして確認が困難な場合は、耐用年数切れ確認のため事業実施年度 + 耐用年数 + 1 年を記載してください。)
- 2) 「ハウスの種類」については以下から選択してください。
①H鋼ハウス ②角鋼ハウス ③強化型パイプハウス ④平張施設 ⑤その他（具体的に記入）

2 補強・改修等の具体的内容

○事業要望がある既存の耐候性園芸施設等について、所有者より聞き取り調査を行い現状を把握し、必要な補強・改修等の種類を決定し、必要な部材等の仕様を検討する。

A：必要な補強・改修等 (ア～コより選択) (複数選択可)	補強・改修等の具体的な内容						
	B：仕様等（補強・改修に必要な部材等）	C：現況	D：施工方法等	E：見積額（円）	F：確認		
ア	筋交いφ9を現状3スパン1ヶ所設置を、2スパン1ヶ所へ追加 (対象のハウスで具体的に必要な資材の規格、数等を記載)	良好：既存の筋交いの状況は腐食等の劣化なし	既存の筋交いに追加、駆体へはボルトで固定。（別添図面参照）	〇〇円	○		
オ	妻面へアーチパイプφ48.6×2.3@6000を追加（間口6m,高さ3mアーチパイプ）	不良：腐食等により大きく強度が低下し、台風の強風等によるリスクが極めて高い状況にある	追加したアーチパイプを既存のアーチパイプ・筋交いにクランプ及びボルトで連結し固定。（別添図面参照）	〇〇円	○		
キ	ハウス側面に隣接して暴風柵（φ48.6×2.3@3m(1m打込)×2mピッチ）、3×3mm防風ネット全面被覆）	防風柵等なし、道路に面しており強風によるハウスへのリスクが大きい	基礎は1m打込、防風ネットはオキベット0.5m幅で固定。	〇〇円	○		
ク	側柱（□50×50×1.6@2500）6本交換、谷柱（□50×50×1.6@2500）3本交換、アーチパイプ（□50×50×1.6@6000）3本交換（別紙図面参照）	不良：腐食等により大きく強度が低下し、台風の強風等によるリスクが極めて高い状況にある	被覆資材等を外した上で、既存の部材と順次交換。	〇〇円	○		
ケ	側柱及び谷柱、アーチパイプ交換に伴う、被覆資材（ビニール側面・屋根）の交換（機能向上としてビニールPO0.75mm→0.15mm長耐久へ強化。）	不良：再利用不可、ハウスの補強・改修に併せて交換を行う必要がある。	駆体の交換に併せて、被覆資材（ビニール側面・屋根）を交換する。	〇〇円	○		
コ	暴風対策ばたつき防止専用ネット4mm×4mm（ハウスに併せてハトメ加工追加） ハウスバンド3芯→6芯へ擦れ対策強化(仕様、必要性及び有効性説明資料添付)	ばたつき防止専用ネットによる対策無し。ハウスの設置場所が海岸に近く、台風等の強風によるビニールのバタツキが激しいため、破れの被害リスクが高い状況にある	ハウスの規格に併せて専用ネットをオーダーし、ハウスバンド（6芯幅広タイプ）で固定。	〇〇円	○		
施設毎の事業費積算		小計（E：見積額）	0	消費税（E：見積額）	0	合計（E：見積額）	0

記 載 手 順	チェックリストは施設毎に作成すること。
	1)「A：必要な補強・改修の種類」については、以下より記号ア～コより選択し記入してください（各対策の説明は「補強資材等によるパイプハウスの構造強化対策：農林水産省」を参考に確認してください。）。 ア：筋交いや方杖（ほうづえ）による補強 イ：タイバーやX型の斜材による補強 ウ：根がらみによる補強 エ：中柱による補強 オ：妻面等へのパイプの追加 カ：引っ張り資材、支え棒の追加 キ：防風ネット柵等の設置（設置は耐候性園芸施設等の隣接に限る） ク：柱、梁（はり）、筋交い、などの補強または交換 ケ：「ク」と一体的に取り組む被覆資材等の交換 コ：その他、補強改修と認められる取り組み（県と協議し同意を得たものに限る） ※【コ：その他、補強・改修と認められる取り組み】どのような補強・改修の効果が見込まれるのか、その有効性を説明する資料を任意様式にて作成のうえ事前に県に提出し、同意を得たものに限る。 実際に台風等で被害が軽減された等の聞き取り調査結果（例えば・・・〇〇の強化対策により、〇年度台風〇号（最大風速〇m）での被害ゼロであり、有効性が高いことが実証された等・・・。）や、ハウスメーカーのカatalogのデータを参考に作成してください。また事業等で既の実証されている補強対策（例えば、ピーマンの耐候性園芸施設における二重ネットなど）も対象となります。
	2)「B：仕様等」については、具体的に必要な部材（直管パイプ、妻柱、アーチパイプ、筋交い等）、方法を記入してください。（必要に応じて図面等で補足説明）
	3)「C:現況」については、補強・改修部分における、既存の施設の現在の状況等を記載。
	4)「D:施工方法」については、施行の方法などを記載してください。専門的な意見として業者からの意見を参考にすることも可。 補強：部材を追加 改修：駆体の修繕等 交換：機能強化部材への交換、または劣化部材の交換
	5)「E見積額（税込）」については、具体的な補強・改修内容を踏まえて見積もりを徴収する。
6)「F確認」については、具体的な実施内容等について、受益農家（所有者）へ説明し、確認済みの○をつける。	

【コ：その他、補強・改修と認められる取り組み】に関する説明資料

○事業対象のハウスを利用している農家に対し、現地において聞き取り調査を実施のうえ、県と協議が必要な「コ」の取組（※参考様式Aにおける必要な補強・改修ア〜ク以外で必要な対策）について記載することとし、県との協議資料とする。

1 対象となるハウスにおける現状（ハウスの利用者へ聞き取り調査結果等）

【記載する聞き取り調査内容等】

- 1) 対象ハウスの立地条件について（被害要因の一つである高台や風の通り道、防風林の有無等についての確認）
※必要に応じて写真も添付すること。
- 2) 台風等の具体的な被害状況等について
※具体的に対象ハウスのどの部分にこういった被害があったか分かるように記載すること。
→事業内容（補強・改修）とリンクするので詳細に記載すること。
※被害部分の写真を添付し、被害部分や内容等がわかるよう図示すること。
※被害当時の写真等があれば添付すること。
※なお、被害状況は可能な限り具体的に記載することとし、分かれば台風△号（最大風速○m）等の情報を調べて追記する。
- 3) ハウス本体の被害に伴う、内作物の被害額や量（品質の低下や植え直し等も含めて）について。
- 4) 調査の結果、潜在的なリスク（具体的に被害はなくても危険な状況）が見られる場合もについても記載する。
→近隣の同様の条件のハウスで被害があった等

2 具体的な取り組み内容について（補強・改修内容）

- 1) 上記の聞き取り調査結果を踏まえて、こういった対策（補強・改修）が必要か具体的に記載すること。
※単なる修繕（原状回復）は補助対象外となるので注意すること。（農業共済の対象となる台風被害の復旧等も補助対象外。）
※特に現状と何が違うのかについて具体的に分かるように記載すること。
※複数の対策がある場合は対策（工事内容）毎に分けて記載すること。
※対策内容は見積書と整合性がとれていること。（関係のない内容は含めないように注意）
- 2) 補足説明資料（写真や図面等をベースに作成）

3 どのような効果が見込まれるのか（事業効果）

- 1) 対策を行うことで、どのような効果が見込まれるのか具体的に記載する。（●●による被害が確実に軽減される等）
- 2) 複数の対策がある場合は対策（工事内容）毎に分けて記載すること。

4 有効性を説明する資料等

- 1) 有効性を説明する客観的なデータ等（ハウスメーカーのカatalog等のデータや、研究機関等の試験データ、構造計算結果等）
※部材等を強化する場合は、現状との違いを客観的データ等（パンフレットやカatalog、製造メーカーの試験データ等）で示すこと。
- 2) 他事業等で既に実証され整備されている対策や、過去の台風等で実証された（被害が無かった等で、有効性が高いと実証）実績
- 3) 専門家や、ハウスメーカー等の意見等
- 4) 農家のリアルな実体験等（●●の対策をしたところ被害がゼロになった等）
→聞き取り調査の際に聴取し、可能な限り詳細に記載すること。